参考資料

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 空家等の調査(第九条―第十一条)

第三章 空家等の適切な管理に係る措置(第十二条一第十四条)

第四章 空家等の活用に係る措置(第十五条一第二十一条)

第五章 特定空家等に対する措置(第二十二条)

第六章 空家等管理活用支援法人(第二十三条—第二十八条)

第七章 雜則(第二十九条)

第八章 罰則(第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるお それのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないこ とにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置するこ とが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び 提供その他の支援を行うよう努めなければならない。 3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に 関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

- 第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等 に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術 的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及 ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に 関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

- 第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための 基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ー 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
 - 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項 の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定に

よる代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九。その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。
 - 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街 地
 - 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条 第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。) に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定 の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。) は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条 第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、 避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促 進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定め るものとする。

- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の 住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例 適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

- 第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会 (以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二章 空家等の調査

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の 所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した 者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち 入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければ ならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書 を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する 地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の 把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

- 第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定 空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当すること となることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、 当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

- 第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。
- 2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると 認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第 一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売 し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの 活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

- 第十六条 空家等対策計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。
- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条

参考資料

第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」と、同条第二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特別適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

- 第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策 計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求め られたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

- 第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条 に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、 空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務 を行うことができる。
- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給 公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とある

のは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) 第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区 域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図 るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

- 第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

参考資料

- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある 等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置 をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

(空家等管理活用支援法人の指定)

- 第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る 活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが できると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事

務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するとき は、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

- 第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理 又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用 を図るために必要な援助を行うこと。
 - 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
 - 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
 - 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
 - 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行う こと。

(監督等)

- 第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要がある と認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、 空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の 提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、 所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

参考資料

- 第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土 交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素 案を作成して、これを提示しなければならない。
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更を するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合にお いて、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなけれ ばならない。

(市町村長への要請)

- 第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため 特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要 請することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十 四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求 をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法 人に通知するものとする。

第七章 雑則

- 第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家 等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講する ものとする。

第八章 罰則

- 第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に 処する。
- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する 施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この 条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第 七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治 法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。
- 2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。
- 3 新法第二十二条第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 地方税法(第349条の3の2)

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

- 第三百四十九条の三の二 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの(前条(第十一項を除く。)の規定の適用を受けるもの並びに空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第十三条第二項の規定により所有者等(同法第五条に規定する所有者等をいう。以下この項において同じ。)に対し勧告がされた同法第十三条第一項に規定する管理不全空家等及び同法第二十二条第二項の規定により所有者等に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十一項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。
- 2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの(以下この項において「小規模住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十一項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。
 - ー 住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地
 - 二 住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数(以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。)で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地
- 3 前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

3 空家等対策の取組実績(2018~2023)

2018年3月策定の空家等対策計画に基づき、様々な取組を行いました。

(1) 空き家の把握

2021年7月から、遺族の方が様々な窓口に出向くことなく一括で手続きが完了するおくやみ窓口(市民課)において、建物を所有している一人暮らしの方が亡くなられた場合には、『空き家の管理に関する届け出』をいただくことで、連絡先を把握するとともに、空き家の適正管理等をお願いしています。

おくやみ窓口において、2022 年度までに空き家になる旨が届けられた件数は 67 件となっています。

■空き家になる旨の届け出件数

年度	2021	2022	
件数	38	29	

(2) 空き家に関する情報提供

空き家の管理・活用方法、手続き、相談窓口等が掲載されたチラシ・リーフレットを所有者やおくやみ窓口での届け出者に配布することで、問題のある空き家の発生を予防するための情報提供を実施しています。

(3) 被相続人居住用家屋等の確認書発行(空き家の発生を抑制するための特例 措置の対応)

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3000万円が特別控除されます。

この特別控除は 2023 年 12 月 31 日までの特例措置となっていましたが、2023 年度の税制改正により、2027 年末まで延長される予定です。

この特例措置を受けるために必要な書類の一つに、被相続人居住用家屋等確認書があり、 建築課で申請の受理及び確認書の発行を行っています。手数料は200円です。

(4) 空き家の活用に向けた相談会の実施

ア 宅地建物取引士による無料相談

2019 年 4 月より、月 1 回、宅地建物取引士による空家等の不動産全般に関する無料相談を行っています。2022 年度までの 4 年間で 75 件の相談に対応しました。

■宅地建物取引士による不動産相談の相談件数

年度	2019	2020	2021	2022
件数	19	11	22	23

イ 専門家による空き家無料相談会

2017年度より、年1回、司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士による横断的な悩みに柔軟に対応できる空き家無料相談会を行っています。2022年度までの6年間に116件の相談に対応しました。

将来的な空き家の発生を予防するため、空き家所有者だけでなく、不動産を所有する高齢者にもダイレクトメールを送付する等により、空き家無料相談会の啓発も行っています。

■専門家による空き家無料相談会の相談件数

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
件数	40	17	24	21	9	5

(5)空き家の適切な管理の推進

ア 空き家管理代行サービスの紹介

公益社団法人安城市シルバー人材センターと連携し、2018 年 4 月より空き家管理代行サービスを紹介しています。所有者は以下の作業について代行依頼が可能です。

空き家管理代行サービスに依頼可能な管理内容

- 空き家の状態に関する目視点検(建物の破損状態、草木の繁茂状況等)
- 草刈り
- 植木の剪定・伐採
- ・ 建物の小規模な修繕 等

イ 財産管理人選任制度の活用

2021年の民法改正により、所有者が不明である土地・建物や適切に管理されていないために、他人の権利や法的利益が侵害されていたり、侵害されるおそれがあったりする土地・建物について、利害関係人は家庭裁判所への申し立てにより、その土地・建物の管理人を選任してもらうことができます。

安城市では2022年度にこの制度を1件適用しました。

(6) 危険な状態にある空き家に対する是正措置の推進

ア 行政代執行

著しく危険な状態にある空き家を特定空家等として認定し、空家法第 14 条第 9 項に基づき、行政代執行による除却をこれまでに 2 件行いました。

■除却が行われた錦町における空き家の様子

除却前



除却後



イ 空き家除却費補助金

老朽化の激しい不良住宅について、除却費用の5分の4(一戸あたりの上限額は20万円)を補助しています。2018年度から2022年度までの5年間で、13件の不良住宅について補助金を交付し、所有者による除却が行われました。

なお、平均的な工事費は約 138 万円で、 $1m^2$ あたりの除却費用は約 1.4 万円となっています。

■空き家除却補助金の実施件数

年度	2018	2019	2020	2021	2022
件数	4	0	1	5	3

ウ 定期的な是正依頼文書の発送

近隣住民からの通報や現地調査結果により、必要に応じて依頼者に是正を依頼する文書を 発送しています。2018 年度から 2022 年度までの 5 年間で、169 件の是正依頼文書を 発送しました。

なお、是正依頼文書にはシルバー人材センターによる空き家管理代行サービスのチラシを 同封し、空き家の適正管理の促進を図っています。

■是正依頼文書の発送件数

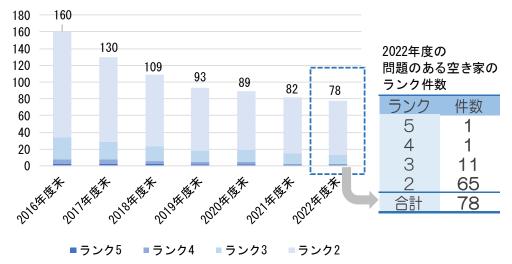
年度	2018	2019	2020	2021 •
				2022
件数	71	47	35	16

参考資料

エ 問題のある空き家の推移

空家等対策計画に基づく各種取組による 2016 年度末時点の問題のある空き家 160 件が、2022 年度末に 78 件に減少するまでの年度ごとの推移は以下の通りです。

■2016年度時点での問題のある空き家のその後の推移

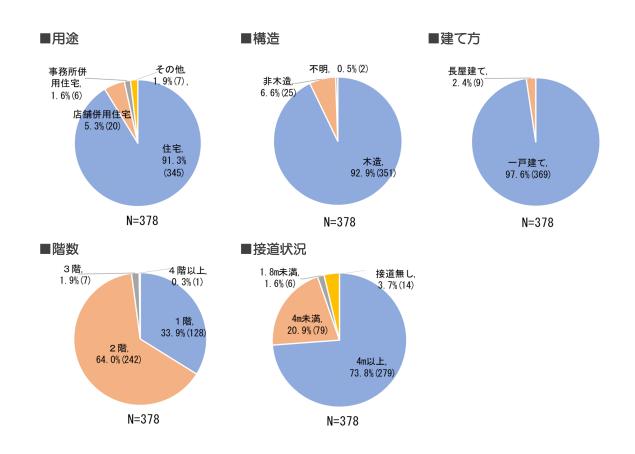


4 空き家実態調査結果

2022 年度の空き家実態調査において現地調査を行った建物のうち、空き家と判断された378 件における集計結果を示します。

(1)建物の概要

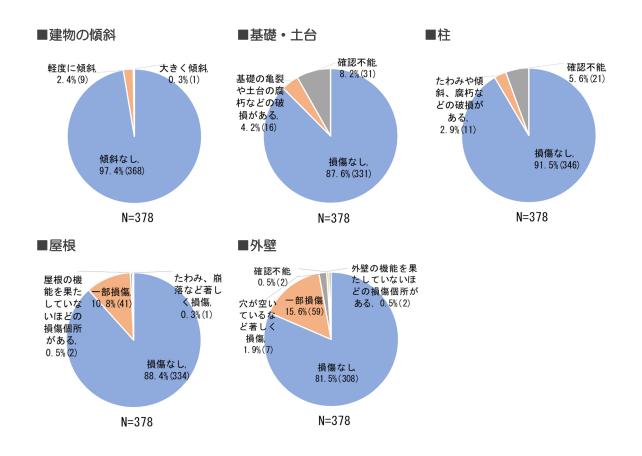
空き家と判断された建物のうち、住宅専用の建物が 91%を占めています。木造の建物、 一戸建ての建物がほとんどであり、2階建ての建物が 64%と半数以上を占めています。 また、接道が無い、もしくは接道が 1.8m 未満であるため建て替えが難しい物件が全体の 5%を占めています。



(2) 倒壊のおそれ

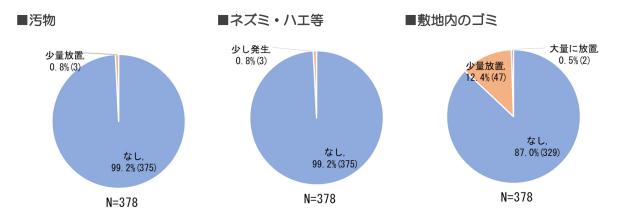
建物の傾斜が確認できる物件は3%にとどまりました。基礎・土台と柱に関しては、目視による確認が困難な場合もありますが、それぞれ4%、3%に破損が認められました。

一方で、屋根、外壁に損傷がある割合はそれぞれ 12%、18%と建物の傾斜、基礎・土台の破損、柱の破損割合よりも高くなっています。



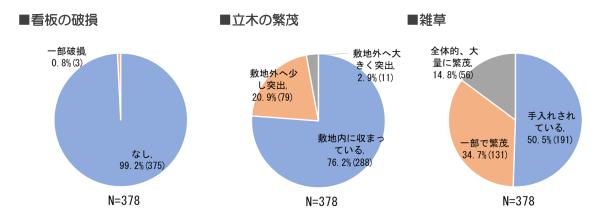
(3)衛生面

敷地内のゴミが確認できた物件は 13%を占めていますが、汚物又はネズミ・ハ工等の問題が確認された物件は 1%にとどまっています。また、臭気に関しては実態調査の対象物件においては確認されませんでした。



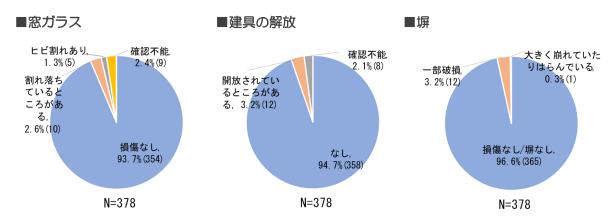
(4) 景観面

看板の破損のある物件は 1%と少なく、また、対象物件において落書きのある物件はありませんでした。一方で、立木や雑草の繁茂が認められる物件については、それぞれ 24%、50%と比較的高くなっています。



(5) その他

窓ガラスについては、4%の建物において破損が確認されました。建具の解放が確認された建物も3%あり、防犯面での影響が懸念されます。塀に関しては3%の物件で破損が確認されました。



空き家所有者アンケート調査結果 5

(1) 空き家か否かについて

対象の建物について、空き家であると回答した人は84%でした。

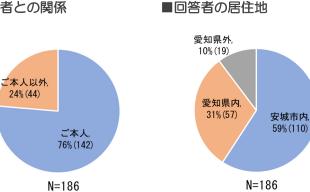
■空き家か否か



(2)回答者について

回答者は76%がご本人で、安城市内にお住いの方が最も多く、59%でした。年齢は60 歳代以上の方が67%占めており、今後、建物の維持・管理がさらに困難になると考えられ ます。また、住んでいる住宅は79%の方が一戸建ての持ち家でした。

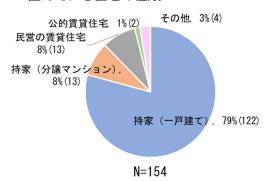
■回答者との関係



■回答者の年齢



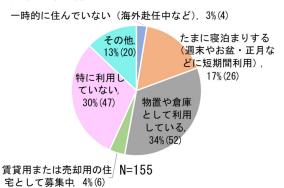
■住んでいる住宅の種類



(3)建物の利用状況、建築時期、耐震対策状況について

建物の利用状況について、「物置や倉庫として利用している」、「特に利用していない」の割合が高く、併せて64%です。回答者が県外に居住している場合に「たまに寝泊りする」の回答が多くなり、市内に居住している場合は「物置や倉庫として利用している」、「特に利用していない」の回答が多くなる傾向がみられました。

■建物の利用状況

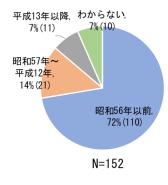


建物の建築時期については、現在の耐震基準に改正される前の昭和 56 年以前の建物が 72%を占めています。これらの建物は建築からの経過年数も長く、老朽化している可能性 があります。

建物の耐震対策については、耐震化していない又は分からないという回答が合わせて91%を占めており、十分な耐震性を有する建物は少ないと考えられます。また、建物の建築時期を「昭和56年以前」とした回答のうちで、「耐震化している」とした回答は7件(110件中)と少ない状況にあります。

■建物の建築時期

■耐震対策状況

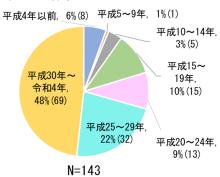




(4) 空き家になった時期・理由について

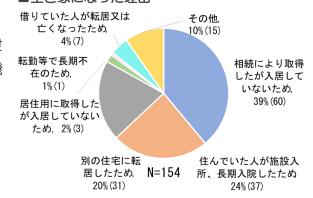
空き家になった時期について 48%が「平成 30 年以降」と回答しており、比較的最近空き家になった建物が多くなっています。

■空き家になった時期



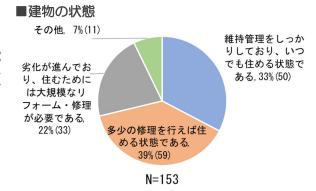
空き家になった理由は「相続により取得したが入居していないため」が39%と最も多く、今後一層高齢化が進行し高齢者の単身世帯増加が想定されることから、相続等を契機にした空き家の増加が懸念されます。

■空き家になった理由

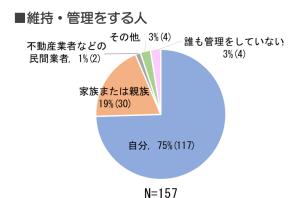


(5)建物の状態、維持・管理の頻度や費用について

建物の状態について、多少の修繕や掃除を 条件に活用可能な建物であるという回答が 72%あり、所有者の意向次第で活用等の可能 性が見込まれます。一方、老朽化や破損が原 因で活用が困難な建物が 22%あり、このような建物への対処が必要になります。



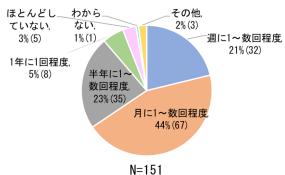
建物を維持・管理する人は所有者とその親族がほとんどであり、94%を占めています。



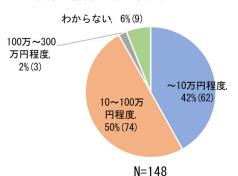
維持・管理されている空き家のうち、毎週 又は毎月のような高い頻度で管理されているものは66%です。居住地別にみると、愛知 県内と安城市内では「月に1〜数回程度」の 割合が最も多いが、愛知県外では、「半年に1 〜数回程度」が最も多く、居住地から離れている方が維持管理の頻度が少なくなる傾向が みられます。

1年間の維持管理費用は、「10~100万円程度」という回答が最も多く、全体の50%を占めています。居住地別にみると、安城市内では「10万円未満」の割合が最も多いが、安城市外では「10~100万円程度」が最も多く、居住地が近いとコストが小さくなる傾向がみられます。



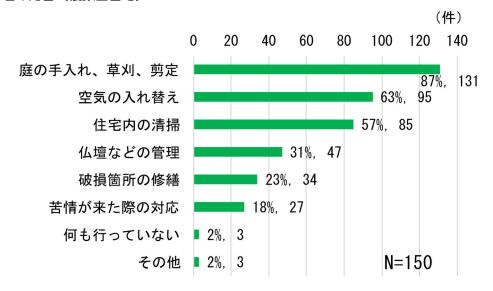


■1年間の維持・管理費用



維持・管理の内容については、「庭の手入れ、草刈、剪定」という回答が87%と最も多く、 近隣への迷惑となりやすい草木の手入れに重点が置かれていると考えられます。次いで、空 気の入れ替え、清掃、破損箇所の修繕等、住宅自体の維持管理を行っているという回答が多 く続き、「何も行っていない」は2%と非常に少なくなっています。

■維持・管理の内容(複数回答可)



6 用語の解説

(1) 住宅・土地統計調査

我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、 その現状と推移を明らかにするために、5年ごとに実施される調査のことをいいます。

空き家の戸数について、長屋や共同住宅は一部空室も対象とし数えていること、調査単位 区内から調査対象となる住戸を無作為抽出して調査を行い推定値を出す標本調査であるこ とから、安城市の行う空き家実態調査とは件数が異なります。

(2)問題のある空き家

草木が繁茂し隣家や道路へ越境している、老朽化して倒壊の恐れが生じている等適切な管理が行われていない空き家をいいます。

(3)特定空家等(空家法第2条第2項)

適切な管理が行われていない空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家をいいます。

(4)管理不全空家等(空家法第13条第1項)

適切な管理が行われていない空き家のうち、そのまま放置すれば(3)の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空き家をいいます。

(5) 空き家バンク

自治体が現地の空き家等の情報を、利活用希望者に紹介する制度をいいます。

安城市空家等対策計画

発 行:安城市

愛知県安城市桜町18番23号

編 集:安城市建設部 建築課

発行日:2024年3月

本計画は市公式ウェブサイトに掲載しており、ダウンロード可能です。

